

山形県 マッチング支援事業における移住支援金対象法人登録申請書

(兼 企業情報入力フォーム)

入力例

申請年月日 2019年4月1日

山形県知事

申請者 山形県商事株式会社
代表取締役社長 山形 太郎

山形県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領に基づき、マッチング支援事業における移住支援金対象法人の登録を申請します。

1 申請者欄(兼 企業情報入力欄)

***は必須入力項目です**

項目	内容(入力してください)
1 法人番号	* 1234567890123
2 法人名	* 山形県商事株式会社
3 法人名ふりがな	* やまがたけんしょうじかぶしきがいしゃ
4 法人名英語	Yamagatakenshouji Corporation
5 代表者の役職名	* 代表取締役社長
6 代表者名	* 山形 太郎
7 法人の本店郵便番号	* 9908570
8 法人の本店住所;全国地方公共団体コード	* 062014
9 法人の本店住所;都道府県名	* 山形県
10 法人の本店住所;市区町村名	* 山形市
11 法人の本店住所;町字名	* 松波
12 法人の本店住所;丁目番地号	* 2-8-1
13 法人の本店住所;建物名等	
14 代表電話番号	* 023-630-3118
15 資本金	* 0
16 従業員数	* 19021
17 設立年月日	* 1876-08-21
18 本社の業種コード	15000 主として管理事務を行う本社等
19 会社概要・PRコメント	全ての県民の皆様にとって希望と幸せを実感できるよう取り組んでいます。
20 WebサイトURL	https://yamagata-iiu.jp/

※以下の項目は必要に応じて入力してください。(入力したものは求人情報に掲載されます)

項目	内容(入力してください)
21 FacebookURL	
22 TwitterURL	
25 上場区分	
26 証券コード	
27 平均年齢	
28 従業員に占める女性の割合	
29 平均年収	
30 有給消化率	
31 離職率	
32 管理職に占める女性の割合	
33 障がい者雇用率	
34 平均勤続年数	

35	売上高	
36	売上高(年月)	
37	経常利益	
38	経常利益(年月)	
39	支店等	
40	その他	

2 申請者に係る確認事項(該当する欄に○を付けてください)

1	人手不足となっている製造業や農林漁業、輸送・建設・介護等の産業分野を中心に、若者をはじめとする高度人材を主なターゲットとして山形県外からのUIターン求人積極的にを行う法人であること	<input type="radio"/> 該当する
		<input type="radio"/> 該当しない
2	官公庁等ではないこと	<input type="radio"/> 該当する
		<input type="radio"/> 該当しない
3	資本金10億円以上の法人ではないこと	<input type="radio"/> 該当する
		<input type="radio"/> 該当しない
4	みなし大企業ではないこと(※1)	<input type="radio"/> 該当する
		<input type="radio"/> 該当しない
5	本社所在地が東京圏(※2)以外の地域又は条件不利地域(※3)にある法人であること	<input type="radio"/> 該当する
		<input type="radio"/> 該当しない
6	雇用保険の適用事業主であること	<input type="radio"/> 該当する
		<input type="radio"/> 該当しない
7	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと	<input type="radio"/> 該当する
		<input type="radio"/> 該当しない
8	暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと	<input type="radio"/> 該当する
		<input type="radio"/> 該当しない
8	下記の誓約事項について 移住支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項 1 山形県移住支援事業・マッチング支援事業に関する報告及び立入調査について、山形県及び山形県内の市町村から求められた場合には、それに応じます。 2 マッチング支援事業における移住支援金対象法人に係る登録の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合、当該登録の取り消しに応じます。	<input type="radio"/> 誓約する
		<input type="radio"/> 誓約しない

※すべての欄が「該当する」又は「誓約する」となる必要があります。

※1 本事業に係る「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人とする。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

※2 東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県

※3 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。